

平成 26 年 5 月 20 日

各 位

上場会社名 代表者

株式会社 エヌアイデイ 代表取締役社長 鈴木 清司

(コード番号

2349) 問合わせ先責任者 常務取締役管理本部長

馬場 常雄

(TEL

03-6221-6811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月20日開催の取締役会において、平成26年6月25日開催予定の当社第47期 定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知ら せいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、広く適 切な人材を得られるよう、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することがで きる旨の規定として、定款第28条(社外取締役の責任限定契約) および第36条(社外監査役の責 任限定契約)を新設するものであります。

なお定款第28条(社外取締役の責任限定契約)の新設に関しましては、各監査役の同意を得て おります。

- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補 欠監査役の選任議案の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明 確にするため、現行定款第29条および第30条を変更するものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

	現	行	定	款		変	更	案
					(社外]	取締役の責任	壬限定契約)	
		(新	設)		第28条	当会社は、	会社法第427条第	第1項の規定により、
					<u>社</u>	上外取締役と	の間に、同法第	423条第1項の損害賠
					<u>償</u>	責任を限定	する契約を締結	することができる。 <u>た</u>
					<u>t:</u>	し、当該契	約に基づく損害	賠償責任の限度額は、
					<u>法</u>	令が規定す	る額とする。	
(員数)					(員数)			
第28条	(条文省	ì略)			第29条	(現行どお	IJ)	
(選任方法)	1				(選任方	法)		
第29条	(条文省	ì略)			第30条	(現行どお	IJ)	
2	(条文省	ì略)			2	(現行どお	り)	

(新 設)	3 当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、
	法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合
	に備えて、株主総会において補欠監査役を選任する
	<u>ことができる。</u>
(新 設)	4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有
	する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年
	度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始
	の時までとする。
(任期)	(任期)
<u>第30条</u> (条文省略)	<u>第31条</u> (現行どおり)
2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任	2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任
された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満	された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満
了する時までとする。	了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選</u>
	任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当
	該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する
	事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会
	の終結の時を超えることができないものとする。
<u>第31条</u> ~ <u>第34条</u> (条文省略)	<u>第32条~第35条</u> (現行どおり)
	(社外監査役の責任限定契約)
(新 設)	第36条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社</u>
	外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責
	任を限定する契約を締結することができる。ただし、
[1

3. 今後の日程

定款変更の効力発生日

<u>第35条</u>~<u>第37条</u>(条文省略)

定款変更のための株主総会 平成26年6月25日(水曜日) 平成26年6月25日(水曜日)

以上

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が

規定する額とする。

<u>第37条</u>~<u>第39条</u> (現行どおり)